

問い合わせ先 連合生活福祉局

TEL. 03-5295-0523

「介護保険三施設調査」結果の概要

2004年9月

日本労働組合総連合会

「介護保険三施設調査」結果概要の報告

I. 調査の実施について

1. 調査の目的

2000年4月に実施された介護保険制度は、法施行5年を目途とした見直しが法の附則に規定されている。これに基づき、2003年5月に社会保障審議会の下に介護保険部会が設置されて検討が行なわれ、7月30日の第16回部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。同部会でも重要な論点となった「良質な介護サービスの確立」のためにも、介護従事者の雇用安定・労働条件向上は重要な課題である。

これまで、ホームヘルパーやケアマネジャーなど、在宅サービスに携わる従事者の実態調査は、構成組織や関連組織が実施し、雇用・労働条件等の課題を明確化してきた。しかし施設従事者については、実態把握がほとんど行われておらず、問題の所在も十分明らかになっていない。

こうした問題意識から、本調査は介護保険三施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）で働く従事者の実態の把握・分析を行い、雇用・労働条件向上の取り組みや、制度改革における連合要求実現に向けた資料を得ることを目的として実施した。

2. 調査の対象

調査は介護三施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）と、そこで働く従事者を対象にしている。

3. 調査の実施時期と調査票の配布・回収状況

調査の実施時期は2004年2月から4月末迄である。調査票は施設調査（施設情報、労働諸条件の制度面など）と従事者調査（介護の現状と課題、仕事と労働諸条件の現状と評価など）が集計の際、マッチングできるように同一封筒により回収を行った。

調査票は構成組織と協力を得られた施設を通じて配布し、回収は組合と施設から連合本部に直送された。回収された調査票中、施設情報の記入されたのは163施設（配布：300施設／回収率54.3%）、従事者調査は2,749人（配布：5,000人／回収率55.0%）である。施設と従事者がマッチングしているのは154施設である。

4. 調査の担当

調査の主管理は連合生活福祉局である。調査票の作成、集計結果の検討は、構成組織、研究者、労働調査協議会、連合生活福祉局・組織拡大センター・労働条件局による作業委員会を設置して行った。調査票の配布と回収は連合生活局が、集計は労働調査協議会が当たった。報告書の取りまとめは、作業委員会での検討結果をもとに研究者の協力を得て、連合生活福祉局と労働調査協議会が担当した。

作業委員会のメンバーは次の通りである。

調査作業委員会メンバー

徳茂万知子	自治労
渡辺 克也	UIゼンセン同盟
三木 茂	全国一般
篠原 國造	ヘルスケア労協
酒井 一博	労働科学研究所
安田三江子	花園大学助教授
白井 利政	労働調査協議会
湯浅 論	//

連合生活福祉局、組織拡大センター、労働条件局

<資料>介護保険三施設の機能

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うこと。

○介護老人保健施設

病状安定期にあり、看護・介護・機能訓練を必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこと。

○介護療養型医療施設

病状が安定期にあり、療養上の管理・看護・介護・機能訓練が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うこと。

II. 調査結果の要約

1. 調査結果の主なポイント

調査結果からは次のような内容が明らかとなっている。

- ① 介護保険三施設の現状は、介護保険制度の導入、介護報酬のマイナス改定によって、施設経営が悪化しており、正規職員の減少、非正規職員の増加や、賃金の減少、業務の外部への委託化が図られている。(10頁/第6表、11頁/第7表)
- ② 人員配置基準は、8割弱の施設が「充足している」と回答しているが、施設、従業員ともに仕事がきつくなると答えている。現行の人員配置基準に問題があるのではないだろうか。(補足資料1、10頁/第6表、11頁/第7表)
- ③ 職種は介護職と看護職が中心であり、女性の比率が高い。介護職、看護職ともに、職業としての介護の仕事に誇りをもっていることがうかがえるが、現在の施設で勤務を続けようとする人の比率は高くない。仕事上で困っていることや不満は、人手不足、肉体的にきつい、感染症の危険、賃金が低い、不規則勤務、腰痛リスクなどの訴えが多い。(9頁/第5表、13頁/第2図)
- ④ 介護職においては疲労の蓄積度が高い。中でも正規職員、女性、とくに20歳台から30歳台の女性で自覚症状の訴え率が高くなっている。夜勤を含む交替勤務に従事するために、勤務と休息(睡眠)サイクルは不規則になり、過重な負担となっている。こうした過重負担に加えて、利用者を抱えたり、悪い姿勢のまま力仕事をする機会が多いため介護職員には腰痛や頸肩腕障害と筋骨格系の障害を訴える人が多い。(15頁/第11表、16頁/第3図、補足資料2)
- ⑤ 介護職員の間には感染症の罹患がみられる。職員へ感染症に関する正確な知識の提供や教育・研修が不十分であることもうかがえた。(18頁/第14表、第15表)
- ⑥ 施設において、法律で禁止されている介護職員の「医療行為」が常態化していることが明らかになっている。(21頁/第20表、22頁/第4図)
- ⑦ 介護中のヒヤリハットを経験した人は多い。利用者の転倒・転落に関するヒヤリハットを中心に内容は多岐にわたっている。(22頁/第5図、第21表、23頁/第6図)
- ⑧ 利用者のプライバシー、利用者の身体拘束、入所者への憎しみ・虐待など、項目によって程度の差はあるが、今回の調査結果をみると克服されているとはいえない。とりわけ、身体拘束は従業員で見ると約6割が、施設では9割以上で行われている。職場のゆとりのなさ、職員の心身疲労が、利用者への直接的な行為に及ぶ背景のようである。(23頁～)

2. 今後の対応について

今回の介護保険三施設調査は連合が初めて実施したものである。介護保険三施設の経営状況や地域との関わり、施設で働く労働者の雇用形態や労働条件の実態、入所者像及び、利用者が受けているサービスの内容が明らかになった。

施設における利用者の権利や尊厳は当然に確保されなければならない。厚生労働省の調査では、施設入所者の8割に痴呆症状があると言われている。さらに施設は密室化しがちであり、情報提供や第三者評価を進め、地域に開かれた施設でなければならない。そのた

めには、施設で働く労働者の雇用・労働条件、健康・安全衛生、仕事と家庭が両立できる勤務形態や労働時間などの諸制度が保障されなければならない。

しかし、調査結果を見る限りでは、いずれも不十分と言わざるを得ない。今後、調査結果をさらに詳細に分析し、改善要求事項をとりまとめ、労働条件の向上、介護保険法の見直し、介護報酬改定に反映させるよう、取り組みを進める。